

令和7年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 1月 28日 開会

令和 7年 1月 28日 閉会

大 樹 町 議 会

令和7年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年1月28日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 6 議案第 2号 令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第 7 議案第 3号 財産の無償譲渡について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 3番 辻本正雄 |
| 4番 吉岡信弘 | 5番 西山弘志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 杉森俊行 | 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 |
| 10番 志民和義 | 11番 菅敏範 | 12番 齊藤徹 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 黒川豊 |
| 副町長 | 松木義行 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松久琢磨 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |

<教育委員会>

- | | |
|-----|------|
| 教育長 | 沼田拓己 |
|-----|------|

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

佐 藤 弘 康

係 長

木 田 悟 史

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和7年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 播間章浩 議員

2番 寺嶋誠一 議員

3番 辻本正雄 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之議員。

○安田清之議会運営委員長

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程、会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、補正予算2件、財産の無償譲渡1件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については本日1日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願い申し上げます。

委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

初めに、1番目の職員の処分につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和7年1月10日付で、20代男性職員1名を懲戒免職処分といたしました。処分理由は、公金等の窃取であります。経過等をご説明させていただきます。

昨年12月19日に、役場出納課金庫室に保管してあった町民の方から寄せられました災害義援金等4件、38万円がなくなっていることが発覚しました。被害の全容把握など、状況を整理していく中で、当町職員による関与の可能性が高まったため、12月24日、役場に勤務する職員に対して、心当たりのある者は名乗り出るよう促した結果、翌25日に同職員が名乗り出て窃取したことを認めたものであります。12月28日には、被害額の全てが弁済されております。このこともあり、警察への被害届は出さないこととしたいと考えております。

また、今後の公金等の事務処理、管理等につきましては、1月9日までに再発防止に向けた改善策をマニュアル化するとともに、1月17日に全職員に対して経過等を含めて、このようなことが二度と起きないように、また、信頼回復に努めるよう、私から訓示を行っております。

このたびは、町民の皆さまの信頼を著しく失墜させる重大な不祥事が起きましたことを深くおわび申し上げます。

今後は、皆さまからの信頼回復に向けて綱紀粛正を徹底し、職員一丸となり、再発防止に向けて全力で取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

このたびは、大変申し訳ありませんでした。

次に、令和6年12月2日開催の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについて、ご報告申し上げます。

2番目の勲記の伝達につきましては、西本通の山田信子氏が長年の防犯活動の功績により、令和6年秋の褒章で藍綬褒章を授与され、昨年12月17日に広尾警察署長より伝達されております。

3番目の委員等の委嘱につきましては、行政区長及び行政区長代理者並びに民生委員、児童委員を記載のとおり委嘱しております。

なお、中大樹行政区の区長及び区長代理者と緑苑行政区の区長代理者につきましては、行政区内で人選され次第、委嘱させていただく予定であります。

4番目の航空宇宙関係につきましては、三菱重工業株式会社による無人機の飛行試験が行われております。

5番目の令和7年度畜産・酪農政策価格につきましては、加工原料乳生産者補給金や集送乳調整金など、令和7年度の単価や価格を最後のページに別紙として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

6番目の入札執行関係につきましては、工事請負契約3件を、工事請負契約の変更契約を1件、記載のとおり締結しております。

7番目の人事関係、8番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目、吉岡町子ども交流受入れについてであります。

1月2日から3泊4日の日程で受入れております。ワカサギ釣りやスケート、スノーラフティングなどを体験し、冬の大樹を満喫していただきました。

2番目の優秀選手の派遣についてであります。

第55回北海道中学校スケート大会のスピードスケート競技が本年1月10日から苫小牧市で開催され、加藤煌瑛さんと山本彩瑛さん、また、フィギュアスケート競技が1月11日から釧路市で開催され、大村ルチアさんを派遣しております。結果につきましては、記載のとおりでございます。

なお、加藤さんと山本さんにつきましては、2月1日から長野県で開催されます全国中学校スケート大会へ出場いたします。

3番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

播間章浩君。

○播間章浩議員

行政報告の中の職員の処分について、確認したいことがあるのですがよろしいでしょうか。

○議 長

報告の範囲内であれば許します。

○播間章浩議員

職員の処分について、経過等のご報告がありました。再発防止について、事前に説明を受けたところはあるのですが、議会の場というか、町民の分かるような形でご報告いただければと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

今回の事件を整理していく中で、公金の保管方法等についての不十分な部分を検証させていただきました。

まず1点、出納の金庫室なのですが、基本的に開けられる者は出納課の2名でございます。ただ、開けて金庫内に入ると、そこまで干渉していないということもございまして、今後、出納課で金庫を開けた場合、中に各課の金庫もあるのですが、それは外に持ち出して出納課の職員が確認する中で作業を行う。持ち出す折は、出納室から外に持ち出す場合は、出納課の職員が目的、時間等、持ち出した者、そういったものを記載して、しっかり管理するという形をひとつ取ってございます。

もう1点は、金庫に用事のある者、実は身分証明書でそこに入ろうとする者をチェックできます。それで入退室しようとした者が管理できます。ただ、その者の身分証明書で金庫は開きませんので、あくまでも出納課の職員に開けていただくという形になるのですが、そこに用事があったという記録はなされるものでございます。

また、金庫室につきましては、防犯といいますか監視カメラの設置を行います。それから、公金の管理方法でございますが、基本的には、箱とかといったものに金銭を入れているケースがございましたので、全て小さい手提げ金庫のほうに移させていただくと。その鍵に関しましては、全て課長職若しくは管理職が管理したうえで、用事のある職員につきましては、課長から鍵を借りて金銭等の出し入れを行うというような再発防止策を取ってまいりたいと思っております。

また、このことの公表の件につきましては、本日、まず議会で行政報告をさせていただきまして、明日、区長会議がございまして、そういった形でこういったことが起きたと。行政として、再発防止策につきましては徹底させていただきますということをお知らせ申し上げまして、ご理解をいただこうと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

町民からお預かりしている大切なお金というところもありますので、本当に再発防止に努めていただきたいなと思います。

もう1点、会議等の出席の報告の中で、道の駅「コスモール大樹」魅力アップに向けた検討委員会というところで、1月15日に開催されております。どのような話し合いが現状されているのか、どのような方向性でお話がされているのか、現時点での進捗をご報告いただければと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

1月15日開催の道の駅の検討委員会の内容でございますが、内容といたしましては、道の駅の運営主体について協議をいたしました。現行のTMOによる運営体制ではなく、民間事業者による指定管理者方式での運営がいいのではないかという意見が出されたところがあります。

今後、3月に再度検討委員会を開催いたしまして、検討委員会の提案として報告書をまとめることとしております。

以上です。

○議 長

ほかに。

安田清之君。

○安田清之議員

1番目の行政処分について、若干お聞きしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議 長

はい。

○安田清之議員

町長から説明並びに副町長から今後の管理体制については説明をいただきました。ところが、公金の問題を含めて職員の処分だけで済むのかどうか。町長並びに副町長の減俸等々はお考えになっているのか。ここら辺、内部で協議されているのか。まだ決まっていないと思いますが、ここら辺を含めて、心のうちをお知らせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご質問の件でございます。

本日は、報告という場面でございましたのでここまでの経過を報告させていただきましたが、当然に管理監督の部分、それから理事者としての責任というものはあると考えておりまして、次回の議会に私を含めた理事者の処分の提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

職員の処分について、ちょっと聞きたいのですが。

課の人間が代わるときに、申し送りというのがないと聞いているのですね。だから、そういうことがないものだから、これをやっていたら防げたというものがあると思うのですが、そういうことの申し送りというのはきちんと行っているのでしょうかということを知りたいのです。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

人事異動につきましては、人事異動の際の事務引継ぎというものが内部規定でもございまして、引継書というものを作成して引継ぎを行うと。例えば、係、係長が引継ぎを行った場合は、引継ぎ内容を課長にその旨を報告すると。課長が課長同士で引き継いだ場合は、副町長、町長に報告するとなっております、そこは行っております。

ただ、その内容が徹底されているか、あるいは正しく引き継がれたかというところは、若干精査する必要があるかなと思っておりますので、今回の件につきましても、引継ぎ自体は、こうやってやるのだよというのは引き継がれているのですが、引継ぎ内容がもともとあまり適正でないやり方のものをそのまま引き継いでいるという部分もありましたので、この辺は改善していきたいと考えております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

例えば警察に通報した場合、金は返ってくる可能性が高いのか。それとも警察に訴えられても、俺、金出さないという考えを持つ人が多いのかということも聞きたいのですが。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議 長

再開いたします。

なければ、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長

日程第5 議案第1号令和6年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町一般会計補正予算(第8号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ8,855万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億9,164万2,000円とするとともに、繰越明許費をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

最初に、資料に沿ってご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

歳出。まず総務費でございます。一般給与、職員手当等で336万9,000円の増。財産は全て一般財源で、時間外勤務手当が基本給の引上げにより、1時間当たりの単価が前年と比較して約2%増となっていること。また年度途中での退職者の発生や育児休暇取得者数の増などにより、人手不足も重なり、令和6年12月までで時間外勤務の延べ時間数が前年度比の約9%増となっており、予算の不足が見込まれることから補正をお願いするものでございます。

次に、民生費。社会福祉総務費、需要費から負担金、補助及び交付金まで2,336万4,000円の増。財源は全て国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯に3万円、対象世帯のうち18歳以下の児童がいる場合、児童1名につき2万円を追加して給付する費用を計上するものでございます。給付費の算定内訳は、対象世帯720世帯で2,160万円、児童加算60名分で120万円となっております。

次に、衛生費でございます。母子保健事業、負担金、補助及び交付金で102万円の増。財源は全て一般財源で、不妊治療費の助成が当初見込みよりも申請件数等が多く、予算の不足が見込まれることから、新たに5件分の費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、農林水産業費です。農林水産業費全体で4,066万円の増。産地生産基盤パワー

アップ事業、負担金、補助及び交付金で3,626万円の増。財源は全て特定財源、国庫支出金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金で、高性能農業機械のリース導入により、農作業を効率化し、作業時間や労働負担の軽減を図り、農産物の安定的な生産供給を目指す本事業において、大樹町農業協同組合の生産者7件の計画について補助採択決定の内示を受けたことから、予算の計上を行うものでございます。

次に、大樹町漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で440万円の増。財源は特定財源、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金374万6,000円と一般財源65万4,000円で、エネルギー、資材費等の物価高騰などにより、経営に多大な影響を受けている大樹漁業協同組合に対し、資材代、輸送費、電気料金の高騰費用の2分の1を限度として補助金を交付する費用について、予算の計上をお願いするものです。

次に、5ページに移りまして、商工費でございます。商工費全体で1,418万7,000円の増。商工業振興対策事業、需要費と負担金、補助及び交付金で1,302万8,000円の増。財源は特定財源、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,109万4,000円と一般財源193万4,000円で、国の物価高騰対策に基づき、町内での消費の下支え、好循環化を図るため、プレミアム率33%の4,000円分の商品券を3,000円で販売し、1万2,000セット販売する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、晩成温泉維持管理費、備品購入費で115万9,000円の増。晩成温泉の3月1日リニューアルオープンに向け、古くなったロビーラウンジチェア4脚、新たに設置する野外デッキ用リクライニングチェア4脚などを購入する費用80万9,000円と晩成の宿の業務用暖房ストーブ1台が故障し、買い替える費用35万円について予算の計上をお願いするものです。

次に、土木費。都市計画一般管理費、委託料で595万1,000円の増。財源は特定財源、国道支出金、集約都市形成支援事業交付金550万円と一般財源45万1,000円で、自治体における居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして位置づけされている立地適正化計画を策定するものです。国土交通省の補助事業において、令和7年度からこの計画の策定の有無が補助金の重点配分を受けるための手法の一つとする方針が示されたことにより、新たに策定するものでございます。

以上、合計で補正額8,855万1,000円の増。財源は特定財源、国道支出金7,996万4,000円、一般財源が858万7,000円、それぞれ増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額84億309万1,000円、補正額、2款総務費から8款土木費まで8,855万1,000円の増、補正後の歳出合計84億9,164万2,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額84億309万1,000円、補正額、15款国庫支出金から20款繰越金まで8,855万1,000円の増、補正後の歳入合計84億9,164万2,000円となるものでございます。

次に、第2表の繰越明許費についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

内容は、今回補正します商工業振興対策事業、プレミアム商品券の販売費用について費用を繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

志民和義君。

○志民和義議員

商品券の発行でございますが、5ページの商工費、商工振興対策事業の商品券33%増しのプレミアムなのですが、この手続は希望あって予約してというのではなくて、私はクーポン券にして、もう全世帯に一発郵送して終わり。そのほうがかえって、大勢の人が買物に来て、そのクーポン券分だけ買って帰るといふ人も中にはいると思うのですが、この機会に何かちょっとしたぜいたくもしようかと、その部分だけね。ほかの物はいずれ買わなければならないのだから。そういう方法が私はいいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回、補正で提案させていただきましたプレミアム付商品券の発行事業でございますが、クーポン券にして発行してはというご意見をいただいたところでございますが、私どもといたしましては、プレミアム付商品券の発行で、販売総数は1万2,000セットを今回発行するわけでありまして、1セット3,000円ということで3,600万円の発行総額になりまして、それに1,200万円分のプレミアム分を乗せまして、総額としては4,800万円ほどの事業費となるわけでございます。

その分が町内において購買として利用されるという面におきましては、地域経済の活性化に大きくつながっていくのではないかと考えておりまして、今回クーポン事業ではなくて、プレミアム付商品券を事業として実施させていただきたいという提案でございます。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かります。それも分かります。しかし、コロナ対策のときに、僅かな金額ですがクーポン券も併用したときがあるのですね。これにしてほしいという声を聞いたのですよ。手続し

て、予約して、また取りに行くなんて。そういうことでなくて、一発。先ほど言ったとおり、クーポン券のほうがいいという声は、当時間も聞きましたし、今回も多分そういう人がいると思うのですが、重ねてお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

クーポン券にしてはどうかということで、それぞれの町の対策でクーポン券を配布されている町もあることは承知しております。コロナ対策として行ったときには、クーポン券とプレミアム商品券の併発をしたこともございます。

ただ、今回の予算規模が、当時のコロナ交付金るときよりは大きくはないので、配布する分としては1,200万円でございますが、1,200万円のクーポン券を配るという直接的な方法を取るか、それよりもプレミアム商品券にして4,800万円の消費拡大を狙うかというところは、内部でも議論したところでございますが、今回に関しては、額がコロナの頃ほど大きくないというところでは、クーポン券ではなく、プレミアム商品券で消費を拡大して、広く多く利用していただくほうにしようかと考えております。

今まで1セットが5,000円だったものを、前回から3,000円に変えておりまして、買い求めやすい額にしております。4,000円分が3,000円で買えるということがございます。

また、先ほど民生費のほうで説明させていただきましたが、低所得世帯は3万円の給付もあるということですので、それとタイミングを合わせて、3万円の給付があったときに、仮に3万円分買っていただければ4万円の買物ができるということも可能ですので、そういったタイミングを取って、今回はプレミアム商品券でいこうということにしております。

○議 長

ほかにありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

4ページの民生費、低所得世帯への支援給付金というところで、720世帯の支給があるというところでご説明がありました。対象720世帯というのは、いつの収入を基準とされているのか。恐らく昨年度の収入かなと思うのですが、この交付というのはいつ頃を予定されているのか、確認させてください。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

まず、対象者でございますが、令和6年度の住民税非課税世帯を対象としておりまして、そのほか、その方々にお子さんがある場合につきましては、1人当たり2万円という給付を

予定しております。

スケジュールにつきましては、2月21日を第1回目の給付と考えておまして、概ね8割方の方々が前回給付を受けているということで、口座情報も押さえていますので、1回目は8割方がそこで振り込めるのかなというふうに思っております。そのほかの方々につきましては、確認証が返ってきた時点で確認し、今年度いっぱいには支払う予定となっております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

令和6年度の収入基準というところではあると思うのですが、約1年前の基準になっているわけですね。例えばですが、昨年中に収入が非常に落ちてしまって、来年度から非課税世帯になる可能性の世帯も恐らくあるのではないかなと思うのですが、そうすると、現状と実態が結構ずれるのではないかなと思うのですよね。その辺りはやっぱり年度内に支給しなければいけないのか、そういう事業なのか、ちょっとその辺り確認できますでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

ただいまのご質問ですが、国の要項指針によりますと、令和6年度の住民税非課税の方を対象ということで示されてございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員の商工振興費の関係を若干違和感持ってずっと聞いていたのですが、何かずっとこれでやっているのか、楽だからこれをやっているのか。振興費ですから、どういう使い方ができるのか。一般町民の振興なのか、商工業の振興なのか。ここら辺の考え方をお聞かせください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

もちろん一般町民の物価高騰対策ということでございますので、一般町民に対して利益が行くようにということでございますが、商工業の振興にも寄与できるという部分は、併せての効果を期待しているところでございます。商工振興につきましては、商工会とも十分打ち合わせをしてプレミアム商品券でいきたいというふうな意思統一のもと行っているものでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

商工会と理事会があったり、いろいろ三役会があったりして協議をしたのだらうと思います。

同じ考え方でいくと、農林水産業は、ただ漁業組合へ行くのですよ。同じですよ、これ、項目、文面的には、振興費ですから。であれば、商工会にすぼっとやって、商店のために使えという方法もあるのかなと。

逆に言うと、一般の方に買っていただいて、振興ですと言うけれども、現実的には、広く浅くは行ってないですよ、商工業。工業もあれば、いろいろな業種がたくさんあるわけですよ。商業という一つの区分にしていますが、サービス部会もあれば、工業部会もあれば、その中には本当にいろいろな業種がたくさんあるという考え方をしていくという必要性は今後あるのかなと思います。

今回出たものについて反対をしているわけではなくて、今後のことについて、もう少し議論を商工会とも、議会でこういうご意見もあるよと。ですから、一つ覚えのように商品券、商品券と言うだけではなく、商工会のために、商店のために、どうやって使うのが一番ベターなのかということをお考えいただくよう商工会にも促していただきたいと。こういうご意見がありますよと、しっかりとお伝えいただくと。

答弁は、町長、要らないですが、今後のことだから議論をしてもらおうということで、今回は反対しない。しないですが、今後また同じようなことが起きてくるだらうと思いますので、議論はしっかり。誰のための振興費なのかという部分を議論していただくということでお願いしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

承りました。今回、経済対策で、年度内に行うものを補正予算として上げさせていただいておきまして、これが全てではなくて、もう一つ年を越す内容でまだ考えていることがございます。これは、次に審議していただきます当初予算で組もうと思っておきまして、財源を少し分けて残してございます。これから審議させていただくので、ここで申し上げていいかどうかあれなのですが、水道料金の基本料金という部分では、これはあまねく、一般家庭にも、工業者、事業者、農業、漁業にも、金額としては大きなものにはなりません、基本料金の減免というものを考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今出ていますプレミアム付特別商品券の発行事業について伺いたいと思います。

以前の説明を受けた中では、予約をして、購入予定日が3月31日から4月4日と聞いているのですが、期間が短いのですよね。ここの中で、低所得者層への配慮として、この期間をもう少し拡大することとしていただけないかなと思っています。

というのは、3,000円で5セット、1万5,000円、世帯ですから15セットになりますと4万5,000円になるのですが、4月の中旬以降の年金支給日をくぐるような販売期間ということのセットにはならないのかどうか伺います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回、考えておりますプレミアム付商品券の販売期間でございますが、まず予約期間につきましては、申込期間が2月下旬から3月中旬の2週間ちょっとの予約期間を設けております。それで、この方々の引換え、購入期間としましては、菅議員がおっしゃったとおり、3月31日から4月4日の1週間程度で購入引換の予定をしておりますが、その期間に引換えがちょっと難しいよということであれば、事前にこの方が購入するというようなリストも出来上がっておりますので、購入期間を延ばすことは可能ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

5ページの都市計画一般管理費595万1,000円の増となっております、委託料として上がっております。先ほどちょっと説明あったのですが、立地適正化計画の策定ということで説明がありまして、これまではその計画があったのか、また、何のための立地なのか、いろいろ説明を受けたのですが、いまいち中身が分からなかったの、具体的にご説明いただけますでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ご質問の立地適正化計画の内容についてです。

今回、予算要求している内容については、この計画については今回が初めての策定となります。上位計画に上げられるものとして都市計画マスタープランを考えてございます。

内容としましては、大樹町の都市計画マスタープランに沿う形で計画を策定していくのですが、主な内容としましては、当然ですが持続可能な都市の町の姿を記載すること。またその中で、住居誘導区域並びに都市機能誘導区域を定めるという内容となっております。ま

た持続可能な都市の姿を記載するというところで、目標値の記載と公表もこの計画の中でする予定であります。具体的には、人口密度並びに現行進めております公共交通機関の利用者の目標値並びに財政状況についても目標値を記載する内容となっております。

先ほど申しました住居誘導区域並びに都市機能誘導区域の設定については、都市計画マスタープランである程度想定できますので、具体的に申しますと、住居誘導区域については、当然ながら現行定めてございます用途地域の中、並びに都市機能の誘導区域につきましては、マスタープランで定めておりますある程度のゾーニングを基本的にこの計画の中で改めて再記載していきたいと考えてございます。並びに一部都市計画区域内において、空き家若しくは未利用地の既存のストックの活用についても考え方を記載するところもございまして、現行進めております空き家関係の施策と今後の展望についても、この計画の中で記載していきたいと考えてございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

民生費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。

住民税非課税世代に対する3万円給付、子ども加算が1人2万円。例で言いますと3万円に子ども2人いますと7万円になるのですが、町民の中には、非課税世帯と課税対象世帯があります。ただ、たまたま線引きがあつて、若干の差でもって非課税世帯になる世帯と、ちよつとの差でもって課税対象世帯になるという実態があつて、以前からその話はあつたのですが、課税対象世帯との逆転現象が発生するのではないかという声があつたのですが、その辺については、あるのか、把握されていないのか。まず、お聞きしたいと思います。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

非課税世帯と課税世帯で、非課税世帯に給付金が入ると課税世帯を逆転してしまうのではないかというような質問かと思いますが、給付金をもらったことで逆転しているという実態の把握はしてございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただ、線引きが必要なことは理解するのですが、線引きがされていますから、たまたま近いところの低所得者の中の課税対象になる人と、例えば7万円の給付によって逆転するという現象が、現実的に調査はしていないですが、起きる可能性があるということは考えられませんか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおり、例えば仮に7万円の給付を受けた場合、逆転するという可能性はあるかと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

先ほどの播間議員と重複する部分がございます。先般、若干説明を受けましたが、都市計画一般の予算ですが、我々はみどりの基本計画策定についてという説明を受けましたが、今度は都市計画というプランなのでしょう。ちょっと僕、理解できない。現実的に説明を受けたものとどう違うのか。

そうすると、住居の問題も出ていましたよね、答弁の中では。そうすると、都市計画は上位にあるのか、こっちの策定プランが上位にあるのかによって、物の考え方が変わりますよね、現実的には。どっちが上位ですか。まず一つ。

3回しかないから、あれなのですが、少なくとも都市計画が上位になるのだろうというふうに思うのですよ。そうすると、住居の問題、公園の問題、農業の問題含めて、きちっとこの中で考えなければいけない問題も出てくるのでしょうか、多分。

我々、説明を受けた者に対しては、公園の緑地化の問題だとかという説明を受けましたが、播間議員への説明では、住居の問題等々、そこら辺まで踏み込んだ答弁をされていたように僕は認識しております。

そうすると、これを策定するうえで、今度は工業団地だとかいろいろなことが出てくるのではないかという問題を含んでこないのかどうか。これは、我々に提示されたことだけをやめるのか、都市計画にも踏み込んだ策定をしていくのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。まず1点目ね。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

立地適正化計画についてです。

まず、都市計画マスタープランと今回補正予算をお願いしております立地適正化計画の二つの計画については、都市計画マスタープランがあくまでも上位計画になります。大樹町においては、都市計画マスタープランを令和6年3月に策定いたしました。ですから、立地適正化計画を策定するうえでも、都市計画マスタープランの範囲内での計画の内容となりま

す。

先ほどの質問でございました公園と農地との兼ね合いと申しますか考え方につきまして、まず公園につきましては、最上位の計画としては都市計画マスタープランです。現在進めております、みどりの基本計画が下に来て、公園の今後の整備ですとか再編を考えていくという形になろうと思います。

農地につきましては、都市計画マスタープランにおいて、都市化と農地の保全という基本的な考え方を示してございますので、立地適正化計画の中において、農地若しくは公園についての方針と申しますか書く場面はないと考えております。

また、工業団地につきましても、都市計画マスタープランで今後想定される振興産業、大樹町については、現在の工業系若しくは宇宙関係の工業系についてもある程度の大まかな考え方を都市計画マスタープランで記載してございますので、そちらについても、立地適正化計画の中では記載する項目ではないかなと考えてございます。

ですから、あくまで、先ほどご説明した住居の誘導区域並びに都市機能の誘導区域を設定させていただくのですが、都市計画マスタープランでも用途地域の考え方を示してございますので、また大樹町においては令和6年3月に策定して時間も短いことから、内容については、ほぼマスタープランの内容になっていくのかなと思っております。ただ、若干国のほうで社交金の重点配分にこの計画が位置づけられるという背景もございまして、今回補正予算をお願いしたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議 長
休憩します。

休憩 午前10時54分
再開 午前11時05分

○議 長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第2号

○議 長

日程第6 議案第2号令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ77万7,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

議案第2号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額77万7,000円の増、22節償還金利子及び割引料で、前年度の地域支援事業交付金の精算に伴う地域支援事業交付金還付金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額77万7,000円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページ目をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億9,065万8,000円、補正額、5款諸支出金77万7,000円の増、補正後の歳出合計6億9,143万5,000円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。

歳入合計、補正前の額6億9,065万8,000円、補正額、6款繰入金77万7,000円の増、補正後の歳入合計が6億9,143万5,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7 議案第3号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の無償譲渡をお願いするものであります。

無償譲渡しようとする財産は、歴舟中学校(大樹中学校当縁分校)敷地として、昭和26年にご寄附をいただいた土地の一部で、昨年末までに校舎及び体育館を取り壊し、現在は更地となっております。町としては、今後の利用予定がないことから、寄附者相続人と譲渡に向けて協議を進めてまいりました。

本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、寄附後20年以内であれば寄附者に対し無償譲渡することができますが、今回は20年を経過しているため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により無償で譲渡しようとするものであります。

それでは、議案を一部朗読させていただきます。

議案第3号財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1、財産の概要。

種類、土地。

所在、大樹町字芽武149番1。

地目、学校用地。

地積、4,589平方メートル。

2、無償譲渡の相手方は、記載のとおりです。

今回の譲渡により、歴舟中学校（大樹中学校当縁分校）敷地として、ご寄附いただいた土地につきましては、記念碑の建立されている敷地以外は、寄附者相続人にお戻しすることになるものであります。

なお、次のページに図面を添付しておりますので、ご確認いただき、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和7年第1回大樹町議会臨時議会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員